

尾張瓷器考

井上喜久男

はじめに

日本古代の焼物の中に、「瓷器」と分類される焼物が存在している。その瓷器は「日本後紀」に尾張の陶工三人によって、その製法が習得されたとする記事が載せられているものであり、その後の文献には「白瓷」「青瓷」や、「尾張瓷器」「尾張青瓷」の名称等の用語が登場している。

また、瓷器の系譜であると考えられている中世の無釉陶類（いわゆる山茶碗類）は最近その用語法と意味に混乱が生じており、何らかの対策の必要性を感じている。

本稿は、これらの尾張で焼かれた古代から中世にわたる瓷器と瓷器系の無釉陶器について、その用語の意味と実体について考えてみようとするものである。

1. 尾張瓷器の研究小史

(1) 戦前までの研究

第二次大戦前、東海地方の山々に散在する古窯跡で焼かれていた碗・皿類は行基焼あるいは山茶碗と呼ばれていた。現在、それらは一般に須恵器・灰釉陶器・山茶碗などと時代と類別により呼び分けられているものである。

1929(昭和4年)年、肥後和男氏は滋賀県崇福寺の発掘調査において皇朝十二銭の乾元大宝等が入った無釉の白色瓶を「白瓷」とし、仏器として無釉陶であることを説いた。しかし、この説は古窯跡の研究調査が全く進んでいなかったこともあり、注目されることなく、その後の白瓷とは何かの論にも加わらない時代が続くことになった。^(注1)

1935(昭和10)年、赤塚幹也氏は「陶器製作史概説(1)」^(注2)を著し、その中で尾張地方の焼物を行基焼、又は藤四郎焼と呼び、極く一部の人は山茶碗と呼ぶことを紹介した。そして、これらの焼物は『延喜式』に記載されている「山坏」「小坏」にあて、施釉されている山坏・小坏(灰釉陶)を「瓷器片坏類」とし、鎌倉時代の施釉陶(いわゆる古瀬戸陶器)を「灰釉瓷器」と呼び、山坏・小坏から少し遅れて瓷器片坏、そして鎌倉期の灰釉瓷器という編年観を示した。しかし、戦後になって赤塚氏のこの考え方は大きく訂正されることになる。

(2) 戦後の研究

1953(昭和28)年、赤塚幹也氏は常滑地方の焼物の論考の中で、戦前の考えを改めて、「山坏」「小坏」の名称を止めて「山茶碗」の名称を用い、新しい編年観をもとにして述べている。また、小山富士夫氏は「山茶碗」「山皿」の名称を用いて、それを「行基焼」^(注3)に当て、別に大甕・壺を焼く窯があり、それを「藤四郎焼」と呼ぶと紹介している。さらに、常滑古窯調査会の中澤三千夫氏と澤田由治氏は「茶碗」「小皿」の名称を用いて^(注4)いる。以上の三氏は同一書物の中で、それぞれ異なった名称を用いている。^(注5)

1955(昭和30)年、大場磐雄氏は『平出』^(注6)の報告書の中で、古代の灰釉が施された碗・皿類を小山富士夫氏の考えに従って「灰釉陶器」と言う新語で呼び、その灰釉陶器が文献に登場する「瓷器」の中の「白瓷」であるとする説を発表した。

その後、数年間は碗・皿の二器種の名称は、碗は「山坏」「山茶碗」「茶碗」、皿は「山皿」「小皿」と不統一のまま研究者間で使われている。^(注7)

1957(昭和32)年、赤塚氏は「山茶碗」「小皿」の名称で上手(前期)、中手(中期)、下手(後期)の三段階に区分し、さらにそれぞれを上・中・下級の三つに細分して古代から中世までの須恵器以外の硬質陶について9区分の編年観を示した。この赤塚氏の編年観に拠れば、古代の9～11世紀代の灰釉陶は「上手山茶碗」に属し、瀬戸窯の広久手C-3号窯は「上下級山茶碗」に、同広久手F窯と百代寺窯は「中手上級山茶碗」に属するとしている。

1961(昭和36)年、檜崎彰一氏は知多半島の発掘調査の報告書の中で「碗」から「碗」へ替え、^(注9)その後は「山茶碗」の名称を用いている。^(注10)

1969(昭和44)年、赤塚氏は『瀬戸市史陶磁史篇1』において、古代から中世にかけての東海地方の焼物の集大成を行い、これまで部分的に発表してきた編年観の全体を明らかにした。^(注11)

それに拠ると、赤塚氏は前・中・後期の前に早期を新しく設け、灰釉陶の開始を早めて早期灰釉陶とし、前期灰釉陶へ続くとした。また、早期～後期の「山茶碗」について、赤塚氏は「瀬戸や常滑地方で、多少でも古陶に関心をもつ人々の間では、それぞれの山地に出土する締焼の粗末な碗をいつからともなく山茶碗と呼んでいた。ところが、それらの地方でもただの農家などでは行基焼と呼ぶものが多く、土地によっては藤四郎焼ともいう。(中略)むろん当時の真の呼称が判ればそれに依りたいが、それが判らない上は山茶碗で不都合はない」また、「須恵器から脱皮した早期以来の開いた碗皿はたとい制作振りは上手から下手におよぶ種類があり、無釉のものから施釉のものまでを含むにしても、これらは系統を受け継いできた碗皿であり、それらに一貫したあるものをもっているから一括して山茶碗と呼ぶのが適当であり合理的であると信じている」と述べている。

1976(昭和51)年、檜崎氏はこれまでの使用してきた「山茶碗」の用語を止めて「白瓷系碗」「白瓷系小皿」の名称に替えた。さらに、古代の灰釉陶器については灰釉陶器＝白瓷とする大場説を支持し、「白瓷碗」というように「白瓷」の名称を用いることを示した。^(注12)^(注13)

1978(昭和53)年、宇野隆夫氏は山茶碗の名称に替わって「灰釉系陶器」を用い、また、1983(昭和58)年、斎藤孝正氏は同じ語「灰釉系陶器」を古代の灰釉陶器と全く同一器種でありながら無釉のものについて用いた。^(注14)さらに灰釉系陶器の言葉の意味を広げて古代から中世までの須恵器以外の白色を呈する一群の陶器を指す言葉として使用し、赤塚が「上手～下手山茶碗」とする「山茶碗」の意味と同じ使い方をするもので登場してきた。^(注15)^(注16)

1982(昭和57)年、藤澤良祐氏は瀬戸古窯跡群における「山茶碗」の編年を行い、四段階10型式に区分し、「山茶碗」の初現が猿投窯H-72号窯式期中に当たるとした。その編年において、第1型式と第2型式の「山茶碗」は灰釉が施されているもので「灰釉山茶碗」の名称を用いた。その翌々年檜崎氏は藤澤氏が言う「灰釉山茶碗」はH-72号窯式期中の「碗A・B・C」の中の「碗C」とし、華南系の白磁碗の写しとした。^(注17)さらに次の百代寺窯式期では一型式が増加して「碗D」を設け、碗を四種類に区分した(図表参照)。この「碗C」は12世紀に入って無釉陶となり、いわゆる山茶碗となるものである。また、高台が付かない小皿は小碗形態のものから継続するものではなくH-G-61号窯式期に出現する新たな中国青磁皿の写しであるとした。この論考の中で檜崎氏は「灰釉碗」「山茶碗」の名称を用い、「碗」の字に替えている。^(注18)

その後、山茶碗研究は祖形探しが行われるようになり、中国陶磁白磁碗の写しとする論考が著されるようになって、山茶碗が灰釉碗の退嬰化した存在とする卑下した考え方から脱却しようと^(注19)

		碗 A	小碗 皿	碗 B	碗 C	小皿	碗 D	杯
1000	H I 72							
	百 代 寺							
1080	H G 105							
	H G 61							
	NN G 65							
1150	H G 101			0 5cm				

図表（注18）より転載

してきた。

このように、古代から中世に及ぶ須恵器以外の灰白色の地肌の灰釉陶及び無釉陶は、1935（昭和10）年の赤塚氏の論考以来現在まで、用字用語法や年代編年観の展開や祖形探しなど、多様にして混乱状態を呈している。赤塚氏が述べているように、「山茶碗（碗）」は戦後に誰とはなく言い出した名称であり、「灰釉陶器」は小山氏が付けた名称である。赤塚氏は「山茶碗」について「当時の呼び方が判ればいいが判らない上は山茶碗で不都合はない」と述べているように便宜的に使用している名称であり、今日多くの研究者が不都合と思いつつ使用し、一部では別な名称や解釈を替えていることなど混乱の状態である。現在の名称の乱立現象は古代の灰釉陶から中世の無釉陶に至る陶器群が関連性を持ちながらも歴史的な解明が不充分であることを示している。

2. 文献及び出土品に見る瓷器

(1) 瓷器

奈良時代から平安時代の文献や陶製品の中に「瓷」あるいは「瓷器」と記した焼物が存在している。

承平年間（931～937）に成立した『和名類聚抄』源順編器皿部の瓦器の条に

瓷 唐韻云 瓷 疾瓷反俗云瓷器 瓦器也
之乃宇豆波毛乃

とあり、「瓷」は通例「瓷器」と用語して「之乃宇豆波毛乃」と訓み、瓦器に含まれる焼物の一種であるとしている。

また、

瓦器一云陶器 陶訓須恵毛能

文 献 等 に 見 る 瓷 器

元 号	西 曆	記 事
天平 6	734	<p>『造仏所作物帳』 天平六年五月一日付 (推定上卷) 瓷坏料土二千五十斤 自肩野運車五兩 賃銭四百文 車別八十文 瓷坏焼料薪橡三百七十四材 自山口運車六十七兩 賃銭一貫四百七十四文 車別廿二文 (推定中卷) 造瓷埴四口 別口徑八寸 瓷油坏三千一百口 別口徑四寸</p>
天平 8 宝字	764	<p>「大日本古文書」卷十六 天平宝字八年の条 瓷鉢 瓷大爐</p>
建中末 ～ 元和11	783 ～ 817	<p>『一切経音義』慧林(737～820) 不空羼索経の条下 瓷器瓦類也 加以藥石而 色光澤也。今古正字並從瓦次聲。 亦作畚。 今経作磁 是石名堪爲藥 非瓷器也</p>
弘仁 6	815	<p>『日本後紀』 弘仁六年の条 造瓷器生 尾張国山田郡人三家人部乙麻呂等三人 伝習成業 准雑生聴出身</p>
貞観13	871	<p>『安祥寺伽藍縁起資材帳』 貞観十三八月十七日付 西影堂什物 白瓷茶瓶子一口 同茶碗一口 青瓷薰呂一合 僧房具 大唐瓷瓶十四白二、青十二、 白瓷盤十四口 唾 壺二口白一、青二、 銅 青著瓷瓶 内 沙二兩入瓷</p>

- 元慶 7 888 『河内國觀心寺縁起資材帳』
元慶七年九月十五日付
唐白瓷湯碗二口
- 延喜 5 905 『延喜式』延長 5 年（927）完成
民部省式年料雜器の条
尾張瓷器。大碗五合徑各九寸五分。 中碗五口径各七寸。 小碗徑各六寸。 茶碗廿口径各五寸。
蓋五口径各四寸七分。 中擎子十口径各五寸。 中擎子五口径各四寸五分。
花盤十口径各五寸五分。 花形塩杯十口径各三寸。 甌十口大四口、小六口。
長門瓷器。大碗五合徑各九寸五分。 中碗十口径各七寸。 小碗十五口径各六寸。 茶碗廿口径各五寸。
花盤卅口径各五寸五分。 花形塩杯十口径各三寸。 甌十口大四口、小六口。
右兩國所進年料雜器、並依前件。 其用度皆用正稅。
- 承平 年間 931 『和名類聚抄』源順編 承平年間成立。
～ 器皿部瓦器の条
瓷 唐韻云 瓷疾資反俗云瓷器 瓦器也
之乃宇豆波毛乃
瓦器一云陶器 陶訓須惠毛能
- 天曆 4 950 『仁和寺御室御物実録』
天曆四年十一月十日付
青茶垵提壺 壹口 白茶垵蓮華形壺 壹口加蓋
白茶垵小壺 貳口 白瑠璃壺 壹口加黒柿蓋並盤
紺瑠璃小壺 壹口 銀小屐瓶 壹口大六兩三分有木母
以上 納黒漆革筥一合
(上略) 青茶垵御硯 壹口 (下略)
銀御垵 壹口大十二兩 同水篩輪 壹枚小五兩三分
青瓷坏 壹口 朱中盤 壹枚
高松槌子 壹枚 權衡 壹具
以上 納漆地螺鈿御筥一合 有白鑲置口錦縫立
瑠璃御香鑪 壹具
鑪 壹柄 以銀裝束 中有人形四任水精兩珠等 (下略)
棋木 茶研 壹具
銀銚子 壹口小廿五兩許 同茶筥 壹口有懸子並小十八兩三朱
同茶散 壹枚小四兩二分 同水篩輪 壹枚小五兩三分
青茶垵 壹口 加蓮毛子
以上 納淺香筥一合 有白鑲置口

- 銀銚子 壹口大九兩
 同 蓋 壹枚大六兩三分
 青茶垵 壹口加黒漆毛子
 以上 納岐佐木筥一合 有羅縫立
- 高松茶研 壹具 鐵銚子 壹口
 蒔絵茶筥 壹口 金銅茶散 壹枚
 鐵 匙 壹枚 青茶垵 壹口加朱毛子
 以上 納岐佐木筥一合 有白鐵置口
- (上略) 青瓷鉢 壹口 有輪 (下略)
- (上略) 青茶院水瓶 貳口
 同汲瓶 壹口
 青瓷反瓶 壹口 (下略)
- (上略) 白茶垵唾壺 壹口 (下略)
- 延喜13 913 『西宮記』源高明(913~982)編
 ~ ~ 卷一 正月供御菓の条
- 天元5 982 内膳自右青瓊門、供御齒固具盛青瓷。 件瓷自所度於内膳、尾張百五物内
 每物有蓋擎子、内膳所設。
- 卷七 七月七日乞巧奠の条
 朱塗高机四脚立筵上、東西妻、二脚在北、其東南机南妻居菓子等、
 脚在南 相並立之。
 一坏、梨、東 一坏、大角 一坏、大 一坏、熟
 第一。 豆。 豆。 瓜。
 一坏、茄 一坏、薄 或説加干鯛一坏、
 子。 地。
 然而違式歟。或謂藏 北妻居酒坏一口。
 人式也。
 以上並尾張青瓷。
- 卷十七 所々事の条
 進物所在月華門外南腋。(中略)供朝
 夕御膳(銀器)御精進日白瓷器。
- 天曆7 953 『伊勢國近長谷寺資材帳』
 天曆七年二月十一日付
 陶花瓶肆口高九寸
- 万寿2 1025 『小右記』藤原実資
 万寿二年九月十七日の条
 亦佛器失了、以土器年来宛用、阿闍梨信源四ヶ度申、無左右勅旨、
 仍用土器、素用白瓷器者、可令召尾張國之由、同仰之、先可申關白
 者也、

- 万寿二年九月二十二日の条
佛器料瓷器等、可召尾張美濃者
- 康和 4 1102 『東寺新造佛具等注進状』東寺文書百合外
白瓷闕伽八前・瓶十口灌頂院料 又廿三前・瓶卅六口講堂料
- 天永 2 1111 『江家次第』大江匡房 天永 2 年成立
尾張青瓷
- 永久 5 1117 『東大寺綱封藏納物注文』
永久五年八月七日付
辛櫃貳合入青子鉢四十口、黄袋一、皮袋一、六丈練絹一段、
辛櫃壹合入青子大鉢四口、小十口、合子廿枚
辛櫃壹合入舞裝束、但破損三、鼓一、青子筒
青子瓶一口高二尺、但口闕、
- 保安 2 1121 和歌山県熊野本宮大社経塚出土 経筒外容器（渥美窯製品）銘文
熊野山如法経 銘文
大般若経一部六百卷
白瓷箱十二合
箱別五十卷
保安二年歳次辛丑十月日
願主沙門良勝
権越散位秦親任
- 長寛 2 1164 『諸雑具目録』
長寛二年五月八日付
白木細櫃一合納青瓷花差一口 在金銅臺
紙押細櫃一合納茶垵小器十五口 同花形蓋五十口
白瓷蓋八口
鉢三口内在鉢二口 茶垵一口
- 承安 4 1174 三重県伊勢市浦口町旦過山出土 瓦経（渥美窯製品）銘文
度会
承安四 年
三河國
時白瓷瓦
大勸進金剛
願臨終正念 往生安楽国
周遍十万國 利樂諸含識

		同・瓦製舟形光背（渥美窯製品）銘文 承安四年 ^{甲午} 六月日藤原菊元藤井成重山吉成日前守□ 南閭浮提日本國東海道三河國渥美郡伊□ 願臨終正念 万覚寺釈迦末法之時 往生安樂國 以白瓷奉造立
建久 2	1191	『島田文書』 伊自良庄 節器物 白瓷鉢二口 酒瓶一口 酢瓶一口 砂五兩、 市俣郷 節器物 白瓷鉢二口 酒瓶一口 酢瓶一口 六條郷 節器物 白瓷鉢一口 瓶子一口 酢瓶一口 砂一兩、 蜂屋南庄 節器 白瓷鉢一口 酒瓶二口 酢瓶二口、
不詳		『伊呂波字類抄』橘忠兼 十卷本 鎌倉初期までに成立か 卷八 青瓷。アヲシ。 卷九 白瓷。 ^{シラシ} 瓦器 白-青-等。

とあり、本来の瓦器は通例には「陶器」と用語して、「陶」を「須恵毛能」と訓むとしている。ここで用いられている「瓦器」は「陶器」ともいい、今日使用している用語の須恵器を含んだもので、現在の考古学の土器研究者が用いている灰黒色に燻べ焼きされた軟質土器を総称する用語としてのみ使用しているのと異なっている。現在の「瓦器」は『和名類聚抄』に言う「瓦器」と用語法が異なり、須恵毛能（須恵器）を含んでいないことである。『延喜式』の中においては「陶器」と「瓷器」が区別して用いられ、陶器（須恵器）の産地の他に、瓷器の産地として尾張国と長門国の二国が記されている。

瓷器は初出の文献として天平 6 年（734 年）5 月 1 日付の『造仏所作物帳』の中に「瓷坏」「瓷鉢」「瓷油坏」の記載がある。『造仏所作物帳』は「瓷坏」「瓷鉢」「瓷油坏」と呼ぶ瓷器をどのように製作するかという技法を記したものである。記載された「瓷」は鉛の基礎釉の中に銅を入れて緑釉、黄土を入れて褐釉、そのまま白釉とする彩釉が施された鉛釉陶器であると理解することができる。したがって、この文献は鉛釉陶器である正倉院三彩を始め、奈良三彩の製作技法を記したものであることが知られている。

『大日本古文書』巻十六 天寶 8 年（764 年）の条には「瓷鉢」「瓷大爐」が記されている。

『日本後紀』弘仁 6 年（815 年）の条には

造瓷器生 尾張国山田郡人三人部乙麻呂等三人 伝習成業 准雑生聴出身

とあり、尾張国山田郡の人が三人、瓷器造りの技術を修得したことを伝えている。

これらの文献に登場する瓷器は『造仏所作物帳』に見る鉛釉陶器を指しているものと考えられるが、奈良・平安時代には、鉛釉陶器のほかに施釉陶器は人工灰釉が施された通称「灰釉陶器」と呼んでいる焼物が存在している。窯跡出土資料の編年的研究に拠れば、人工灰釉（釉薬）が焼成される器物に施されるようになった時期は折戸10号窯式の前半期の平安時代初期（8世紀末）のことである。その時期の灰釉は自然釉と人工釉との区別が難しいことも確かであるが、その人工釉としての存在に確実性が高く、9世紀前半期の早い段階では窯道具の三叉トチンの併出とともに確認することができる。

この灰釉陶器は鉛釉陶器とともに瓷器の一種であるとする説が有力ではあるが、文献からはその実体を知ることができない。^(注22)

(2) 白瓷と青瓷

瓷器には「白瓷」と「青瓷」の二種類があることが知られている。

「白瓷」と「青瓷」の名称は『安祥寺伽藍縁起資材帳』の貞観13年(871)8月17日付には西影堂什物^(注23)

白瓷茶瓶子	一口
同 茶碗	一口
青瓷薰呂	一合
僧房具	
大唐 瓷瓶	十四口 白二、青十二、
白瓷盤	十四口
唾壺	二口 白一、青二、
銅青 著瓷瓶	
訥沙	二両 入瓷

とある。

「白瓷」の名称は『安祥寺伽藍縁起資材帳』に初出してから、『河内国観心寺縁起資材帳』の元慶7年(883年)9月15日付には「唐白瓷湯椀」、『西宮記』卷十七 所々事の条には「白瓷器」と記され、『小右記』藤原実資著の万寿2年(1025年)9月17日の条に仏器として「白瓷器」を尾張から納めさせ、『東寺新造仏具注進状』東寺文書百合外 康和4年(1102年)の条には「白瓷闕伽」、^(注24)
『諸雑具目録』長寛2年(1164年)5月8日付には「白瓷盞」が記されている。^(注25)

また、建久2年(1191年)の『島田文書』に美濃国の荘園(伊自良庄・市俣郷・六條郷・蜂屋南庄)から節器物として「白瓷鉢」を納めさせていたことが知られる。^(注26)

このほかに、陶製品に刻まれた銘文資料が数例知られている。

保安2年(1121年)銘の和歌山県・熊野本宮大社経塚出土の経筒外容器には「白瓷箱」、三重県伊勢市浦口町但過山出土の瓦経の銘文には「白瓷瓦」、同・舟形光背の銘文には「以白瓷奉造立」とある。^(注27)
^(注28) ^(注29)

これらの諸例は「白瓷」の銘文が刻まれた本体そのものを指している言葉であることは明白である。経筒外容器、瓦経の陶板、仏像の光背はいずれも無釉の焼き締め陶であることから、「白瓷」は白い無釉陶器であることを示している。

『伊呂波字類抄』橘忠兼著には

卷八 青瓷 アヲシ

卷九 シラシ
白瓷 瓦器
白-青-等

とあり、「白瓷」は瓦器であって、「白いもの」と「青いもの」などが存在していることを示している。

一方、「青瓷」については『仁和寺御室御物実録』の天曆4年(950年)11月10日付に「青瓷鉢」「青瓷花瓶」が記され、『西宮記』源高明(913~982年)著 卷一 正月供御の条、卷七 7月7日乞巧羹の条には儀式用の坏として「尾張青瓷」が、また、天永2年(1111年)に成立した『江家次第』大江匡房著には「尾張青瓷」が用いられていることが記されている。

永久5年(1117年)の正倉院南倉を点検した『東大寺綱封蔵納物注文』には「青子鉢」40個、「青子大鉢」4個、「(青子)小」10個、「青子筒」「青子瓶」が合わせて56個とあり、現在数と合致するので、三彩の他に、二彩、単彩のものに対しても青子=青瓷の名が用いられていることが知られる。

「青瓷」はこうして文献と銘文資料を見ていくと永久5年(1117)には鉛釉陶器の三彩・二彩・単彩のものに対しても用いており、中でも中心的には緑釉陶器を指している用語である。「尾張青瓷」はこれまで猿投窯跡の調査からは三彩陶器が確認されないため、緑彩文を含む二彩及び単彩の緑釉陶器である可能性が高い。

それ以外の文献の「青瓷」は『東大寺綱封蔵納物注文』の記載に見られるように三彩・二彩・単彩の全てを含んだ鉛釉陶器を「青子」の用語で扱っている。

また、「白瓷」は『伊呂波字類抄』においては「瓦器」であることを示し、白い「瓷」であっても「瓷」を「瓦器」とした『和名類聚抄』を踏襲している。さらに、「白瓷」は「白」と「青」などがあるとしており、「白いもの」と「青い=緑色のもの」などが存在すると解釈することができる。この色の違いが何によって起こるのかが問題である。ここでも「白瓷」は施釉陶器であるとは示していない。

「白瓷」は瓷器の一種としても青瓷と同様に鉛釉陶器ではなさそうで、大場磐雄氏が調査報告書『平出』の中で人工灰釉が施された器物・灰釉陶器を推定してから、この説が有力視されているが、文献や在銘資料から見ても断定するには問題点が残し、研究の余地のあるところである。

3. 瓷器(白瓷・青瓷)の用語法

瓷器は『和名類聚抄』に記されているように瓦器であるとしている。その瓦器は、現在の考古学研究者が用いている焼成温度が低い灰黒色の土器質のものを分類している瓦器の用語とは異なるものである。瓷器の中の青瓷は鉛釉による彩釉陶器であり、特に尾張青瓷は緑釉陶器(緑彩文陶器を含む)を指しているものと解釈することができる。

しかし、白瓷は文献と製品の在銘資料から青瓷と同様に施釉陶器を指しているかどうかは結論付けられない。

白瓷は「白瓷」の言葉が初めて文献に登場した『安祥寺縁起資材帳』(871年)では「瓷」の中に「白」と「青」があることが記され、「白い瓷」と「青い瓷」が存在することを示している。

また、『伊呂波字類抄』に拠れば「白瓷」は「白いもの」と「緑色のもの」などが存在していることを示していることから、その色の違いが施釉されている釉薬によって起こる現象であるとするは早計であり、「瓷」と呼ぶ焼物が施釉陶器でなければならないことを規定しているわけではない。瓷器は瓦器の一種としながらも瓷器（之乃字豆波毛乃）と同じ仲間の陶器（須恵毛能）とは違う焼物であると解釈できるのみである。

奈良時代（8世紀）には、「瓷」は青い「瓷」と白い「瓷」の区別はなく、新しい鉛釉が施された焼物を指す言葉であった。9世紀後半になると、「青瓷」と「白瓷」を区別する用語が現れ、青い「瓷」は「青瓷」とも表現して鉛釉の彩釉陶器を意味し、白い「瓷」は陶器（須恵毛能）以外の瓦器を意味している。保安2年（1121年）銘の経筒外容器の「白瓷」は無釉の焼き締め陶を指す用語になっており、他の12世紀の経塚関係の在銘資料に拠っても無釉の焼き締め陶であることを示している。

「瓷」を施釉陶器であるとした場合、この250年を隔てた両者の違いは、「用語の意味に変化があった」とするか、最初から「施釉されているものと規定することに問題がある」かのどちらかである。

前者の用語法の場合、文献にみる「白瓷」の製品が仏器や節器であることを記しているが、消費遺跡の出土資料には同種の使用例と推定されるものとして灰黒色の須恵器と異なる無釉の白色の瓦器（＝陶器^{すえ}）が存在している。これらの無釉陶製品は未分類の焼物として「白色土器」「白色陶質土器」「陶質土器」「灰白軟陶」「灰釉系陶器」などと呼ばれている。^(注30)

また、尾張国の窯跡出土の資料として、無釉陶は緑釉陶器の素地と無釉陶器の二種類が存在している。素地は二度焼成により緑釉陶器として製品化されるわけであるが、無釉陶器は灰釉陶器と同質の硬質陶器として生産されている。この尾張国の灰釉陶器と同質の硬質無釉陶器は灰釉陶器の生産と同期に発生している。これらの無釉陶は「白瓷」を施釉されているものということで灰釉陶器に限定してしまうと同質の硬質無釉陶器の取り扱いに苦慮するところとなり、未分類の焼物として放置されている消費遺跡の場合と同様な状態に置かれることとなる。

後者の用語法は、施釉の有無に捕らわれずに須恵毛能（＝須恵器）と区別される瓦器の一種としての之乃字豆波毛乃（＝瓷器）の存在を認める場合である。瓷器が陶器（＝須恵毛能）質であって、しかも須恵毛能と区別しうる相違点を探るとすれば須恵毛能にない「白」と「青」とに色分けされていることである。

「青」は鉛釉の緑釉の色からくる言葉であることは明らかである。

「白」は『造仏所作物帳』では鉛の基礎釉のなかに白石を混ぜて造った白釉によっているが、平安時代初期に尾張国等で官営工房から緑釉陶器生産が継承されていくように、白釉陶器製作技法が継承されたかどうかは否定的である。少なくとも尾張国では白釉陶器の生産は認められていない。

最近、淡い緑釉の地に濃緑色の緑彩文様を描いた緑釉緑彩文陶器が各地から出土し、全体の地釉の色が白色に近いものから淡緑色のものまで存在しているが、白釉としてよいか判断が難しいものが多い。正倉院三彩の白釉は緑味が混じたものではあるが、施釉に使う筆の洗いが不完全のために生じた緑色の呈色であり、白釉でよいと結論付けられている。^(注36)

平安時代に白釉製作技法が継承されない場合、白い焼物・白瓷の「白」は何に因って起こるか

が問題である。当時、白い焼物が求められたことは想像される場所である。

当時の中国・越窯陶磁類の日本への請来により、時代の要請として白色の器物を求める欲求は「須恵毛能」でない硬質の瓦器(=陶器)の生産に向けられ、硬質のより白い瓦器を高火度焼成によって追求していった結果、8世紀末以降に生まれたものが「須恵毛能」と異なる新しい白い瓷器と考えられる。その瓷器は自然釉としてその存在が認識されていた灰釉が、意識的に自然釉として掛かるように窯詰めを工夫し、また、人工的に釉薬として求め、硬質の白い瓦器である灰釉陶(瓷器)を生み出したものと推定できる。その瓷器は意識的な自然釉や人工的な灰釉によって白色のものや緑色のものなどが存在した。この動きは尾張国では8世紀末から始まり、9世紀初頭までの自然釉と区別が難しい灰釉を檜崎彰一氏は「原始灰釉」と呼び、その後の「灰釉」とを区別している。

しかし、この白い瓦器である瓷器(之乃宇豆波毛乃)の中の白瓷は器物の地肌が須恵毛能と違って白いことが基本であり、より「白さ」を求めたものである。高火度焼成によって追求していった結果、自然釉の付着による灰釉陶風の釉薬の形態は通常存在しえたものであって、消費遺跡出土資料の中にも識別しにくいものが存在している。

『伊呂波字類抄』の「白瓷」に「瓦器 白-青-等」と記されているように、白瓷に「白」「青」のものがあるとしているが、人工施釉の有無をその色の判断にしないまでも、高火度焼成によって自然釉は当然器物の表面に掛かり易くなり、無施釉のものでも自然釉により緑色味をおびることは有り得ることで、「白色のもの」「緑色のもの」と感覚的に色彩が存在しているものと解釈できる。白瓷の色分けは平安時代における日本人の「白」と「青」の色彩感覚の問題であるとも言える。

時代は下がるが、16世紀の天目茶碗は「只天目」「黄天目」「白天目」の三種の色分けが茶会記の中に記載されている。^(注37)

只天目は通例使用のほとんどを占める鉄質の黒釉が施された天目であり、その色調は個体毎に違いが認められ、焼成不良品の呈色のものを含めて色調の幅が観察されるが、総じて只天目である。

黄天目は天目の中であって黄色の色調が強いものである。黄釉は技術的には黄色に呈色するように鉄分の含有量を減じたものである。

白天目は白色の釉薬(長石釉を主体とする釉薬)が施されたものである。武野紹鷗所持と伝える徳川美術館蔵の白天目ほか、白天目の三碗は透明な釉薬のものと白濁した釉薬のものがあり、また、長石単味の釉薬が施された志野天目と呼んでもいるものなど、白色の製作技法には差異がある。

その他に、茶会記には「黒茶碗」という「黒」の色分けがある。

16世紀代の茶会記の天目茶碗に見られる色調の感覚は非常に感覚的の領域のもので、厳密に製作技法に基づいたものではないことが認められている。

このことを考えても、平安時代の色調の基準は感覚的であった可能性が高く、釉薬の有無がその判断の基準には成らなかったとしても根本的な間違いにはならないと考えている。

しかし、白瓷は釉薬の有無がその判断の基準には成らなかったとしても、使用例として仏器や節器など専用の器物と用法が定められており、無釉のものでなければならぬとする用法が存

在していると考えている。

したがって、「瓷器」は瓦器の一種であり、陶器（須恵毛能）を除く、鉛釉陶器と青磁・白磁を志向した高火度焼成による硬質陶器を含んだ新しい焼物であると考えられる。その瓷器の分類区分は「白瓷」と「青瓷」が存在し、「青瓷」は三彩・二彩・単彩を含む鉛釉陶器の用語で、「白瓷」は白い瓦器を意味し、施釉及び無施釉陶を含む用語と解釈される場所であるが、灰釉が掛かった施釉の陶器を全く排除するものではないが、本質的には無釉の白い陶器を指す用語である可能性が高いものである。

4. 中世の瓷器

(1) 山茶碗

和歌山県熊野本宮出土の保安2年(1121年)銘の経筒外容器に刻まれた「白瓷箱」、三重県小町経塚出土の承安4年(1174年)銘の仏像の光背断片に刻まれた「白瓷瓦」の名称はいずれもその本体そのものをさしている用語であり、両者とも無釉陶であり、無釉陶を指しているものと考えられる。「白瓷」の実体が判る例はこの12世紀代の場合のみである。この場合の「白瓷」は施釉したものとする説を否定していることになる。少なくとも「白瓷」は12世紀の事例から12世紀代は無釉陶のものが存在する。両者とも渥美窯製品と考えられるもので、同時期の窯跡における伴焼品は無釉の碗と小皿類(いわゆる山茶碗・山皿)が存在している。

平安時代の「白瓷」は「瓷器」に属して「青瓷」の対語として用いられ、「白瓷」を灰釉陶のほかは無釉陶を含むものと考えられることは前述した通りである。その白瓷碗は猿投窯編年の0-53号窯式期には「碗A」に加えて深碗の「碗B」が出現して二種類となり、H-72号窯式期にいわゆる山茶碗につながる「碗C」が出現して三種類に、さらに百代寺窯式期に玉縁口縁碗の「碗D」が出現して四種類となる。このように碗の器種を取り上げても時代の推移により碗が多様化していくことが知られ、この出現に際して日本陶器への中国陶磁の影響が考えられ中国陶磁の写しとして出現していることが証明されつつあるのが現状である。

この「白瓷」は白色の地肌を持つことが最大の要因であると考えられ、施釉の有無は平安時代の中で当初から或いは中途から曖昧なものとなり、施釉陶であるか否かは問われていないと判断すると、山茶碗・山皿と言っている無釉陶製品を含めて考えることができる。

また、瀬戸窯においては鎌倉時代になって施釉陶と共に新たに出現した「入れ子」などの無釉陶製品は白色の地肌を持つもので「白瓷」の条件が備わっているため、「白瓷」に含めてもよいと考えている。このことから中世の「白瓷」は無釉陶であり、その製作状態が灰釉陶より劣って見えることは確かであるが、使われる場は必ずしも明らかになっているとは言えないが、平安時代の中での「白瓷」の環境と院政期以降の「白瓷」の環境には違いがあると考えられるものの、例えば祭祀用とか社会的な専用器としての役割をもっているものと考えられる。

しかも、中世の「白瓷」に対し、そのやや粗雑な作りをもってして山茶碗と卑下した名称を与えることは誤りであり、日本における中国陶磁の影響によって展開した中国陶磁の写しであることを念頭に置く必要があると考える。

12世紀代の猿投窯における四耳壺や美濃須衛窯(或いは美濃窯)の四耳壺は中国白磁四耳壺の写しであろうと考えられている。また、12世紀末から13世紀代の瀬戸窯の灰釉四耳壺は同じく中国白磁四耳壺を写していると考えられ、器面を印花文などで飾りようになる13世紀末以降の瀬戸

窯は中国龍泉窯系の青磁器物の写しを目指していると考えられている。

このように古代から中世の焼造物物のほとんどが中国陶磁の写しを目指したものと考えるのは誤った見方とは言えない。^(注41)

したがって、古代から中世に及ぶ瓷器生産の存在を捉え、施釉の有無の問題は残されているにしても、「白瓷」は灰釉陶のみを指すものではなく、白色肌の器物を指すものと拡大解釈して、11世紀末～12世紀代に碗三種類(碗A・C・D)、小碗・小皿の生産と器種を減少させながら推移し、12世紀末以降の碗・小皿の限定器種となって生産が続けられたものと考えられる。

古代の「陶器(須恵器)」以外の「瓷器」の中で、「青瓷」は三彩・緑釉陶を指し、青瓷專業窯は別にして、古代の灰釉陶窯と中世のいわゆる山茶碗窯は「白瓷窯」、焼造された製品を「白瓷」として位置付けることにする。

(2) 中世施釉陶の生産

瀬戸窯においては12世紀末以降に出現したが、新しい中世の施釉陶の出現は三河国渥美窯の大アラコ窯と大沢下1号窯においてであり、その出現の上限を12世紀前半代まで遡ることができる。^(注42)

この新しい施釉陶は渥美窯の「白瓷瓦」「白瓷箱」の焼造時期と重複することにより、どのように位置付ければよいか問題が生じる。「白瓷」の生産と名称使用が実体として確認される渥美窯で、大アラコ窯の施釉陶は比較的鉄分の少ない黄白色の胎土のもので、渥美半島特有の砂質粘土のものではない。また、その壺・瓶類の灰釉は釉層が厚く淡黄色を呈し、碗類にも同様な灰釉が浸け掛けされており、11世紀までの灰釉碗の灰釉が薄く淡緑色～灰白色を呈しているのと大きく異なっている。この大アラコ窯のそれ以前とは異なる釉薬によると推定する製品は「白瓷瓦」と「白瓷箱」と刻銘が存在する経塚出土遺物などの無釉の白瓷と比較して施釉陶を目指している点で大きな違いが見られる。

しかし、渥美窯は砂質粘土を原料とする窯業で、その焼成方法は須恵器の焼成のような灰黒色に燻べて焼く方法をとっている。そのため、焼き肌が白く、人工灰釉が淡緑色を呈する製品は不可能に近いもので、施釉陶を目指している意図を満足させるものではなかった。

大アラコ窯出土の施釉陶は同窯が三河の国衙領内の窯と推定されることから国衙による新しい施釉陶生産が試みられた試作段階の失敗品と考えられる。渥美窯の施釉陶は試作品の域をでるものではなく、特別品的な施釉陶を焼成した大アラコ窯や大沢下1号窯は三河の国衙領内に存在することによる特別な窯であると言えよう。大アラコ窯からは三河守藤原顕長銘の甕が出土し、国衙の藤原氏的手中に施釉陶製作の意図と技術が存在していたことが確認されて重要である。これらの初期施釉陶はいまだに消費地からの出土が確認されていない。

渥美窯(大アラコ窯)及び12世紀末以降の瀬戸窯における施釉陶はこれまでとは異なる新しい施釉陶であり、12世紀代に碗・小碗・小皿などの器種に減少していく「白瓷窯」の中に新しい器種に伴って出現してきたものである。この新しい施釉陶は大アラコ窯出土品が未完成のもので、12世紀末に出現する瀬戸窯の施釉陶を一応の完成品と捉えれば、灰釉が淡黄色～淡緑色を呈するものに焼き上がり、「白瓷」とした「いわゆる山茶碗」とは外見上でも大きな違いが生じる。この12世紀代からの施釉陶群は先に古代から中世に及ぶ瓷器生産の存在を捉えた中で、「いわゆる山茶碗窯」を「白瓷窯」に、山茶碗・山皿類を「白瓷」としたこと、新しい「瓷器」として「中世瓷器」と位置づけていきたいと考えている。

この施釉陶生産の企てが尾張国猿投窯で試みられれば瀬戸窯における施釉陶の出現が12世紀前半代まで遡ったかもしれない。尾張国においてそうならなかったのは猿投窯東山地区から知多窯にかけての11世紀末以降の尾張瓦が院政勢力の京への供給から在地の寺院や鎌倉へ供給先が移って行ったように、政治勢力の変革の影響が強い地域として窯業生産の現場が社会の変革の波に押し流されたことによるものと推察される。^(注43) 鎌倉幕府の成立は社会の安定を約束し、窯業生産の伝統と資源が蓄積されている尾張の瀬戸窯を「中世瓷器」生産地として確立させることになった。

瀬戸窯の施釉陶（中世瓷器）は鎌倉初期から四耳壺・瓶子・水注などの器種が1セットとして無釉の白瓷（いわゆる山茶碗・山皿）とともに併焼されている。この新しい中世瓷器と白瓷との併焼は鎌倉時代を通して行われ、南北朝時代からはこの両者がそれぞれ別々に焼かれる專業窯として確立することになり、施釉陶（中世瓷器）窯と無釉の白瓷窯とに分かれることになった。

施釉陶（中世瓷器）窯はその後專業窯として室町時代前期に存続した。室町時代後期（15世紀末期）に大窯が導入された後は新しい施釉陶の焼成に転換して近世陶窯として施釉陶の生産を存続していくことになる。

しかし、無釉の白瓷窯は室町時代に入るとその生産が衰退し、15世紀代の中でその命脈が切れてしまい、古代以来の白瓷生産の終焉を迎えることとなった。ところがその後、15世紀末期に導入された大窯初期（大窯Ⅰa期）に、白瓷風の浅碗が焼かれており、この時期まで無釉の白瓷生産が継続するのかどうか検討の余地を残している。

中世瓷器は古代瓷器が中世の無釉の白瓷として展開する中から生まれ、初め院政期に三河国衙領内の渥美窯に、鎌倉幕府の成立後に猿投窯瀬戸地区に生まれたものである。そのことは瀬戸窯の確立が鎌倉幕府と無関係ではないことを物語っている。

（注）

- (1) 肥後和男「大津京趾の研究」（『滋賀県史蹟調査報告書』第2冊）滋賀県 1929。
- (2) 赤塚幹也「陶器製作史概説(1)」（『陶器講座』6）雄山閣 1935。
- (3) 赤塚幹也「常滑地方に就ての伝説を考える」（『陶説』7）日本陶磁協会 1953。
- (4) 小山富士夫「常滑」（『陶説』7）日本陶磁協会 1953。
- (5) 中沢三千夫「常滑古窯址予備調査概要」・沢田由治「古常滑窯址調査」（『陶説』7）日本陶磁協会 1953。
- (6) 大場啓雄『平出—長野県宗賀村古代集落遺跡の総合研究』朝日新聞社 1955。
- (7) 杉崎章 他『横須賀の遺跡』横須賀町史編纂委員会 1956、久永春男「すえつき」（『日本考古学講座』6）河出書房 1956、檜崎彰一『猿投山西南麓古窯址群』愛知県教育委員会 1956、田中稔「尾張・三河の陶質土器」（『古代学研究』17）古代学研究会 1957。
- (8) 赤塚幹也「鎌倉・室町の瀬戸」「山茶碗」（『世界陶磁全集』2）河出書房 1957。
- (9) 檜崎彰一「愛知県知多古窯址群」愛知県教育委員会 1961。
- (10) 檜崎彰一『陶器全集32 猿投窯』平凡社 1966。
- (11) 赤塚幹也『瀬戸市史 陶磁史篇1』瀬戸市 1969。
- (12) 檜崎彰一「美濃古陶の流れ」（『美濃の古陶』）光琳社 1976。
- (13) 檜崎彰一『日本陶磁全集6 白瓷』中央公論社 1976。
- (14) 宇野隆夫「昭和52年度京都大学構内遺跡調査の概要」（『京都大学構内遺跡調査研究年報 昭和52年度』京都大学埋蔵文化財センター 1978。

- 015 斎藤孝正『正家1号窯発掘調査報告書』恵那市教育委員会 1988。
- 016 愛知県埋蔵文化財センターの報告書等の刊行物。
- 017 藤澤良祐「瀬戸古窯址群Ⅰ」（『瀬戸市歴史民俗資料館研究紀要』1）瀬戸市歴史民俗資料館 1982。
- 018 檜崎彰一「日本出土の宋元陶磁と日本陶磁」（『国際シンポジウム新安海底引き揚げ文物報告書』）中日新聞社 1984。
- 019 柴垣勇夫「山茶碗と白磁碗について」（『愛知県陶磁資料館研究紀要』4）愛知県陶磁資料館 1985、尾野善裕「白磁V類碗模倣の「山茶碗」とその周辺」（『考古学フォーラム』1）愛知考古学談話会 1990。
- 020 赤塚幹也『瀬戸市史 陶磁史篇1』（前掲書）。
- 021 正倉院事務所『正倉院の陶器』日本経済新聞社 1971。
- 022 大場磐雄『平出一長野県宗賀村古代集落遺跡の総合研究』（前掲書）。
- 023 竹内理三『平安遺文』東京堂出版 1974。
- 024 竹内理三『平安遺文』（前掲書）。
- 025 竹内理三『平安遺文』（前掲書）。
- 026 檜崎彰一『陶磁大系5 三彩緑釉灰釉』平凡社 1973。
- 027 奈良国立博物館編『経塚遺宝』東京美術 1977。
- 028 奈良国立博物館編『経塚遺宝』（前掲書）。
- 029 奈良国立博物館編『経塚遺宝』（前掲書）。
- 030 甲元真之・伊藤元三「平安宮内裏内郭回廊跡第二次調査」（『平安博物館研究紀要』6）古代学協会 1976 他
- 031 岩野見司・柴垣勇夫・北條献示『尾張国府跡発掘調査報告書(1)』稲沢市教育委員会 1979。
- 032 八木勝行・磯部武男『日本住宅公団藤枝地区埋蔵文化財発掘調査報告書—奈良・平安時代編—』藤枝市土地開発公社・藤枝市教育委員会 1981。
- 033 小島一夫『名古屋市緑区NN278号窯跡発掘調査報告書』名古屋市教育委員会 1981。
- 034 斎藤孝正『正家1号窯発掘調査報告書』（前掲書）。
- 035 拙稿「白釉緑彩陶について」（『考古学ジャーナル』211）ニュー・サイエンス社 1982。
- 036 正倉院事務所『正倉院の陶器』（前掲書）。
- 037 林屋晴三「茶碗使用史年表」（『茶の本 茶碗』）新潮社 1978。
- 038 奈良国立博物館編『経塚遺宝』（前掲書）。
- 039 奈良国立博物館編『経塚遺宝』（前掲書）。
- 040 井上喜久男「美濃国における中世四耳壺生産」（『東洋陶磁学会会報』14）1991。
- 041 檜崎彰一氏から御教示を受けた。
- 042 本多静雄「奇妙な破片」（『陶説』143）日本陶磁協会 1965、檜崎彰一 他「大沢下第1号窯」（『渥美半島埋蔵文化財調査報告』）愛知県教育委員会 1966。
- 043 柴垣勇夫「尾張における平安末期の瓦生産—その分布と史的背景—」（『愛知県陶磁資料館研究紀要』1）愛知県陶磁資料館 1982。